

第 49 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 6 月 1 日（月） 15:58～17:58

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 川崎茂、野呂順一

（専 門 委 員） 藤田直哉

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、第49回産業統計部会を開催させていただきます。

私はこの部会の部会長を務めます西郷と申します。よろしくお願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の方におかれましては、本日はお忙しいところ、またお暑いところ御出席いただきましてありがとうございます。

今回の審議案件は、5月28日に開催されました第87回統計委員会において、総務大臣から諮問された「経済産業省生産動態統計調査の変更」についてでございます。

今回の部会で審議をお願いしております委員、専門委員の方につきましては、参考2にありますが、本日の出席者一覧が議事次第の次にあり、こちらを御覧いただいても結構です。

今日は初回ということもありますので、出席者一覧に沿って一言自己紹介をしていただければと思います。

私は、早稲田大学の西郷という者です。よろしくお願いいたします。

それでは、名簿に沿って、川崎先生からよろしくお願いいたします。

○川崎委員 日本大学の川崎と申します。よろしくお願いいたします。

○野呂委員 ニッセイ基礎研究所の野呂です。よろしくお願いいたします。

○藤田専門委員 日本衛生材料工業連合会の専務理事をしております藤田です。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 それでは、審議協力者の方も御挨拶よろしくお願いいたします。

- 藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の藤原と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 渡邊厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課課長補佐 厚生労働省の渡邊と申します。よろしくお願ひします。
- 齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官補佐（統計調整班担当） 農林水産省の齋藤と申します。よろしくお願ひします。
- 荒川経済産業省大臣官房調整統計グループ統計企画室長 経済産業省の荒川と申します。よろしくお願ひします。
- 平野国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平野と申します。よろしくお願ひいたします。
- 川村東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の川村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 東松愛知県県民生活部統計課主幹 愛知県の東松と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 西郷部会長 それでは事務局、調査実施者も自己紹介をお願ひいたします。
まずは内閣府統計委員会担当室から順にお願ひいたします。
- 伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 内閣府の統計委員会担当室、伊藤由樹子と申します。よろしくお願ひします。
- 清水内閣府大臣官房統計委員会担当政策企画調整官 同じく内閣府統計委員会担当室、清水です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の担当審査官を務めております澤村です。よろしくお願ひいたします。
- 内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 同じく総務省の内山と申します。よろしくお願ひいたします。
- 川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 同じく総務省の川原と申します。よろしくお願ひいたします。
- 最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 同じく総務省の最上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 西郷部会長 それでは、調査実施者の方からもよろしくお願ひいたします。
- 秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 生産動態統計調査の調査実施担当室長でございます秦です。よろしくどうぞお願ひいたします。
- 猪俣経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室参事官補佐 同じく鉱工業動態統計室の猪俣と申します。よろしくお願ひいたします。
- 野中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室企画調整一係長 同じく経済産業省の野中と申します。よろしくお願ひします。
- 西郷部会長 どうもありがとうございました。

本日の部会は18時まで2時間を予定しておりますが、予定の時間を若干過ぎるという場合もあります。その場合には、既に御予定のある委員におかれましては御退席いただいて構いません。

続いて、審議の進め方について御了解をいただきたいことがあります。

基幹統計調査の計画を承認する際の基準というのが統計法で定められております。総務省統計審査官室がその基準に即して事前に審査した結果というのが資料3「審査メモ」でございます。

つきましては、本日の部会は、基本的にこの審査メモに沿った形で行わせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、本日の配布資料と今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、説明をさせていただきます。

本日の配布資料でございますが、議事次第にありますとおり、資料1「統計委員会諮問資料」。

資料2「承認申請資料」。

資料3「審査メモ」。

資料4が、審査メモを受けて調査実施者である経済産業省で作成していただいた説明資料です。

参考資料として参考1から参考3をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

また、委員、専門委員の席には席上配布資料を配布しております。本資料につきましては、大変恐縮ですが、会議終了後に回収をいたしますので、お帰りの際はお席にそのまま置いていただくようよろしくお願いいたします。

全体の審議スケジュールにつきましては、資料3を御覧いただければと思います。

部会は本日を含めて1回ないし2回の審議を予定しており、6月25日開催予定の統計委員会で答申をいただければと考えております。

本日でございますが、事務局が諮問の概要を説明した後、調査実施者が調査の目的、概要、変更計画を説明の後、審査メモに即した審議を行っていただきたいと考えております。

なお、本日の議論の進捗におきましては、答申（案）まで行くかもしれません。

本日で審議が終わらない場合、6月15日に2回目を予定しております。本日の部会で何らかの宿題が出た場合はその回答及び答申（案）を審議の上、取りまとめをすることを予定しております。

部会での審議の進め方と致しましては、最初に、事務局から審査メモの内容や論点について御説明し、その後、経済産業省から補足の説明や論点に対する回答の説明等をしていただきます。それを受けて皆様に御審議いただきたいと考えております。

なお、審議に当たりましては統計調査の計画の承認の基準として、統計法で示されてい

る3つの観点、①基幹統計の作成目的に照らした必要性及び十分性の観点、②統計技術的な合理性及び妥当性の観点、③他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点を中心に御審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは審議に入らせていただきます。

まず、総務省の統計審査官室から経済産業省生産動態統計調査の変更について、諮問の概要について御説明いただき、引き続き調査実施者である経済産業省から補足説明をお願いいたします。

それでは事務局の澤村審査官からよろしくお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明させていただきます。

「調査の目的及び利活用」ですが、鉱工業生産の動態を明らかにし、関連する施策の基礎資料を得るという本来の目的に加えまして、鉱工業生産指数、四半期GDP速報（QE）や産業連関表等の基礎データとして、現在、幅広く活用されている他、将来的にはGDPの年次推計にも活用されるということで、そういった活用目的から見ますと、よりの確に調査対象品目の見直し等を進めることが必要となっております。

「調査の概要」ですが、現在、約1,600品目を生産する約1万7,000事業所を対象に、その生産量や生産高等を調査しておるところです。

この1,600品目の品目選定に関しましては、経済産業省で統一基準を定め、業種間横並びの統一的な見直し基準として活用されているところ です。

調査は108の調査票で行われており、その調査票を3つの系統で調査をしております、この3つの調査系統いずれでもオンライン調査が可能になっているところ です。

続いて、後ほど個々に詳しく御説明しますが、今回の論点は大きく2つございます。

「今回申請における主な変更点について」として、調査票の新設、調査品目の削除、集計事項における情報提供の改善、その他がございます。

また、もう一つの大きなポイントとしまして「前回答申時における『今後の課題』について」があります。

なお、この調査におきましては従来から品目の新設や削除に加えまして、この統一基準の見直しを行う場合には審議の対象となっており、前回答申時における今後の課題で、この統一基準についての課題が出されていることから今回も諮問させていただくものです。

ではまず、1点目の変更点ということで「調査票の新設」です。

今回は急激な高齢化を背景にしまして、大人用紙おむつの国内需要が年々増加し、近年ほぼ1000億円強ぐらいの規模で推移しております。一方で、従来からの乳幼児用紙おむつも、アジア等における需要が増加しているということで、従来は、若干減少傾向にあったものが、多少増加しているということで、合わせて2000億円以上の年間出荷額があります。

これは、経済産業省の統一基準に該当するというので、今回、新たに調査票の新設を行うところですが、この調査票については数量であるとか、出荷額等を毎月記入していただくということになっています。

続いて「調査品目の削除」ですが、今回「有機薬品及び写真感光材料月報」の調査品目のうち、無水酢酸、トリクロルエチレン及びメラミンという3つの製品については削除することとしております。

これら3品目につきましては、生産する事業所が3事業所未満ということであって、近年、結果についても秘匿措置が講じられているということです。統一基準では、100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については削除を検討するというようになっておりまして、この基準に該当することから、妥当性等を御検討いただくというものです。

なお、調査票自体がなくなるわけではありませんで、調査票の一部品目が削除されるということになっております。

次に「集計事項における情報提供の改善」ということで、現在、この調査におきましては調査票の種類に応じまして、また、一部分割して作成している集計表もありますので、108の調査票に対しまして、約190種類の集計表を作成、提供しておりますが、この190種類につきましては、表頭に生産数量等の数値を、そして、表側にその品目名を記入するというので、必要な集計結果を利用しようとする場合、探すのが煩雑になっているという状況にあります。

今回、このようなところを改善するために、どの調査票でこういう部分が見たいというところを一覧にして分かるようにということで、一覧表形式にして集計内容の利活用の向上を図ろうとしております。

更に「その他」、「機械器具月報」という部分につきましては、経済産業省直轄の調査になっておりますが、提出部数につきまして2部になっているということから1部に変更して、報告者の負担を軽減するというようになっております。

最後になりますが、「前回答申時の『今後の課題』について」ということで、2つの事項が課題として指摘されております。

1つ目が「裾切り基準の検討」というところで、現在、裾切りに関しましては従事者数を中心に裾切りを行っております。これにつきまして、前回答申におきまして、従事者数だけではなく、生産額、出荷額、母集団の大きさ等についても考慮する仕組みの導入を検討するという指摘がなされているところです。

もう一つの指摘が、前回変更時に一部調査品目等をこの基幹統計調査から廃止する一方で、一般統計調査に移行したものがありませんでした。そういった状況を踏まえまして、一般統計調査に調査項目を移行する際には、報告者の負担軽減に配慮して慎重に検討するという指摘があります。これらにつきましては経済産業省で課題に対応していただいているということですので、その適否等について御議論いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今、諮問の概要について、事務局から御説明いただきましたけれども、調査実施者である経済産業省調査統計グループ鉦工業動態統計室の秦室長から、もし補足説明がございましたらお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室室長 丁寧な説明をありがとうございました。

特段補足することはありません。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

詳細な議論に関しては、審査メモに沿った個別の審議の中で致したいと思いますが、今の時点、個別の審議に入る前に委員、専門委員の方から何かありましたら伺いたと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、早速審査メモに沿った審議に入らせていただきたいと思います。審査メモを御覧ください。

まず初めに、「(1) 調査対象の範囲①」に関してということで、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは説明させていただきます。

先ほど御説明いたしました紙おむつ生産を把握する「紙おむつ月報」の新設に関しまして、論点としまして、4点書かせていただいておりますが、大きくは2つございます。

1番、2番、3番にございますように、今回、紙おむつ月報で把握すべき事業所の数、報告者であるとか、その記入が容易にできるか、また、調査票を新たに追加しないで既存調査票の見直しで対応することができないかという一連の論点に加えまして、4番目でございますように、今回、紙おむつ調査票の新設以外に、新たに採用する要件に該当するまたは該当し得るものはないのかといった点について検討すべきと考えております。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今、御説明がありましたとおり、論点は4つありますが、1番から3番が紙おむつに関するもので、4番がそれ以外。(1)は全て追加に関することとなりますので、まずは論点の1番から3番について、調査実施者から御回答を頂ければと思います。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室室長 それでは資料4に沿って御回答させていただきます。

1でございます。紙おむつ月報の調査対象としては、全ての生産事業所を予定しており、24年の経済センサス活動調査及び25年の工業統計調査を基にして名簿を整備しているところですが、その結果、対象事業所数は約50程度だろうと考えています。

これまで、一般社団法人日本衛生材料工業連合会、藤田専門委員のところで実施していらっしゃる四半期ごとの生産数量、重量に関する調査についても、国内全数を把握して

いたということをお聞きしております。私どもとしてもこれを引き継いだ形で調査してまいりたいと考えております。

28年1月からの調査に向けましては、対象事業所の正確な把握のために、本調査の開始前に、各対象予定事業所に対して確認作業を行って、最終的な調査対象事業所名簿を整備する予定としております。

なお、紙おむつにつきましては、鉱工業生産指数（IIP）の次回基準改定時における新規採用品目として検討される可能性があるかと私どもは思っています。従って、国内の鉱工業生産の動向をよりの確に把握する上で、その生産動態を把握することは非常に重要であると考えているところです。

2つ目の論点です。新設するこの月報につきましては、一般社団法人日本衛生材料工業連合会が実施していた業界統計と同じ調査品目を採用し、項目につきましては私ども経済産業省生産動態統計調査の統一基準に沿ったものと考えております。なお、この統一基準とは、お手元に配布してございます資料1の最後に、現行の経済産業省生産動態統計調査における統一基準というのが入っています。

戻りまして、3番目です。紙おむつ製造業は、日本標準産業分類では「中分類14 パルプ・紙・紙加工品製造業」に分類されているところです。この分類に関連する私どもの生動の既存の調査票としましては紙月報、板紙月報、段ボール月報の3種類があります。この3つの調査票の調査対象事業所と今回新設します紙おむつ月報の調査対象事業所とは、ほとんどが同一の事業所でないということが現状であり、合致しているのは1桁程度かと思っております。

更に、既存調査票に紙おむつの品目を追加した場合、余白があまりとれず、記入欄が相当狭くなってしまい、また、これまで報告していただいた事業所にとっては記入しない品目が増えるだけとなるため、デメリットが多いと考えられることから、新たに調査票を新設したいと考えてございます。

3番までの御回答は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

新しい紙おむつの調査票のイメージはどちらにあるのでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 資料2の66ページに紙おむつ月報の様式があります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

新しく調査票が追加されるという形になりますので、そちらの方も御覧になりながら、審査メモ（1）の1番から3番の論点について御審議していただければと思います。

まず、1番はカバレッジといいましょうか、新しく紙おむつをターゲットにして、経済産業省生産動態統計調査での報告事項にそれが含まれるということなのですが、50事業所程度ということで、これでカバレッジという面から適切であるかどうか。

2番目は、今、御覧いただいた調査票の記入なのですが、50ぐらいある事業所にこれを

配布した時にきちんと記入ができるのかどうか。そして、記入した結果を集計することによって、業界を初めとしたいろいろなユーザーに有益な情報が提供できるのかどうか。

3番目に、既存の調査票の調査項目に追加する形で対応できないのかという点を検討していただいたわけですが、既存の調査票に調査項目を追加するという形では対応することは不可能であって、新しく紙おむつ月報という調査票を追加するというのが適切であるという御回答でした。

以上、3つの点に関しまして御意見を頂ければと思います。

まずは藤田専門委員からということによろしいでしょうか。

○藤田専門委員 この調査項目につきましては、現在、私どもが自主統計でやっている項目をそのまま御検討いただいた経過があります。一言に紙おむつと言いましても大変種類があるのですが、今、日本の紙おむつというのは、世界的にも大変優れておりまして、ここにありますパンツタイプとパッドライナータイプの組み合わせによって、使用者の状況に応じた対応ができる構成になっておりまして、これを世界的に基準化しようというので、ISOの方でも提案している最中ですが、紙おむつの状況を捉える上では大変ふさわしい区分ではないかなと思います。また、調査される側の事業者にとってもそれほど負担にはならない項目ではないかと思っております。

紙おむつという産業自体がここ40年ぐらいの間に急速に発展いたしました。紙おむつの紙という言葉ですが、こういうところで言うのがいいかどうかはございますが、歴史的に、従来これは生理処理用に使用されたコットンからスタートしておりまして、戦時中に綿花がなくなった時に、パルプからコットンに替わるものがないかという一つの軍事物資的な紙綿（かみわた）の開発命令が出まして、当時は紙おむつに紙綿が多用されたことから製紙メーカーが中心だったのですが、現状の紙おむつというのはほとんどパルプの使用状況というのは構成比の2割ぐらいでして、実態は化学繊維でできている機能繊維としての不織布とスーパーアブソーベントポリマーという化学物質の吸収材でできている化学的な工業製品という状況になっております。

ただ、残念ながら紙おむつにかわる不織布おむつと言っても消費者にも余りなじみがないことから、現在も紙おむつという名前が使われているというのが現状です。

当初、製紙メーカーが中心だったのですが、現在では皆さん御存じのようなユニ・チャームとか花王といった日用品トイレットメーカープラス日本製紙とかあるいは王子製紙といった製紙メーカー系の業者で構成されているというのが実情です。こんな状況だということを御理解いただければと思います。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

他の委員の方からは何か御意見等がありますか。

どうぞ。

○川崎委員 今までの御説明をお聞きした限りでは、これは調査票を新設することは適切

だし何ら問題ないなという印象を受けました。

その上で、後学のために教えていただきたいのですが、既に業界統計があるのをいわば公的統計に持っていくということなのですね。そうすると、この度の変更では、全くギャップなく接続できるものなのですか。それとも、何らかの状況が変わるものなのですか。どちらにお尋ねするのがいいか分からないことですが。

○西郷部会長 よろしく願いいたします。

○藤田専門委員 私どもも、実は金額についての報告は各社の協力が得られませんので、今まで数量と環境省からの廃棄の問題提起がある場合の回答用に、重量の統計をとっておりまして、金額というのはあくまでも平均的な単価で計算した推測数字しかなかったのです。数量面では継続して経済産業省生産動態統計と連続できるものと考えております。

それと一点、紙おむつの流通の特色なのですが、全国のトイレタリー問屋を通じて、約10万点近くに配荷しているという状況でして、最近では経済産業省からも先ほど説明いただきましたけれども、インバウンド消費と日本産に対して中国から大変信頼があつて、非正規輸出が起きて、国内の実態を反映しない形で生産水準が伸びている。国内需要よりも上回って伸びているのが約1割ぐらい出ているということもありますが、これらも受入やその他詳細の統計になれば、もう少し詳しく分析できるのかなと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

まとめると、業界団体でも統計は作っておられますけれども、いわゆる基幹統計に入ることによって、重量に加えて金額に関してもかなり正確な情報がとれるようになるので、望ましい変更と整理できるのではないかということなのです。

他に何かございますか。

お願いします。

○野呂委員 私も、こういう高齢化の中でおむつの統計をとることにつきましては適当ではないかと思っております。

現在の出荷額は、2000億ほどということなので、1000億を超えた時期はかなり前ではないかと思えます。統一基準の運用の仕方といいますか、1000億を超えた後、どういう時にこういう新たに調査対象にするという判断をされるのか、統一基準の運用の仕方につきまして教えてほしいと思えます。

○西郷部会長 今回のことに即してということだと思いますが、よろしく願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鋳工業動態統計室室長 出荷額1000億円以上のリストは後ほど御説明させていただこうと思っております。紙おむつにつきましては、そもそもしっかりと業界統計を四半期でとられていた。私どもは昨今、非常に注目を浴びてきているということ、それから、月次の統計ではないということで、調査化の検討をいたしました。

補足ですが、26年の調査票改正では大幅な改正をさせていただきました。その際、私ど

もはマンパワーの問題もあり、簡素化を図り、900ほど事業所を減らしたという経緯があります。そういう意味で、業務のボリュームを見ながら、新たなものも取り入れていくということで、ここ2年ほど業界ともお話をし、ここにやっと案としてまとまったということです。

○西郷部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○野呂委員 また論点の4番でもお聞きするかも分かりませんが、紙おむつが1000億を超えた時期はもう少し前だったが、統計調査等の負担等もあって、今回、新たに調査対象にされたという整理でよろしいのでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 野呂委員のおっしゃるとおり、大人用紙おむつだけで見ても平成19年ごろから1000億円になってございます。乳幼児用紙おむつはそれ以前から超えてございます。今回、新たな調査化というのは先ほど申した経緯でございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少しよろしいですか。

少し補足させていただくと、それこそ藤田さんの業界の出されている情報によりますと、平成12年ごろには大人用は691億円ぐらいであったと。それが、それ以降にどんどん増えていって、16年ごろから870億になっているということで、多少の変動はあるのですが、13年以降はほぼ伸びが出てきたと。

あと、子供用なのですが、子供用は若干変動があって、12年に1200億ぐらいあったのが13年には1000億ぐらいに落ちて、それが近年また1100億を超えるような形で伸びてきた。

多分、経済産業省でも一遍1000億を超えたから採用するというのはその後の変動も考えますと難しい。それと、今回は大人用、子供用ということをしめますと2000億になるわけですが、今、説明させていただきましたように、それぞれで見ますと1000億円ぐらいということで非常にボーダーなところかなということで、このあたりは今回統合されて、それぞれの伸びが安定してきたということから対象品目というお考えになったのかなと考えておりますが、もし、補足ありましたらお願いします。

○西郷部会長 よろしいですか。

野呂委員はよろしいでしょうか。

○野呂委員 はい。

○西郷部会長 そのほかはございますか。

○川崎委員 少しよろしいですか。

これは、紙おむつの話題だけから少し広がり過ぎてしまうかもしれないので、もし、ここで議論をするのが適切ではないというのだったらまた別の機会でも構わないのですが、先ほどの藤田専門委員のお話を聞いて感じたのが、受入というののもかなりありそうだという印象を持ったのです。そうすると、海外から輸入するのと国内から受け入れた部分とで、国内の生産を測る上では変わってくるので、結構重要な調査項目ではないかと思うのです。

が、ここは、国内も海外も一本で調査をしてきていて、特段、これまで支障がないのだろうか。また、これを輸入あるいは国内生産というのを分けていかなくても何か他の情報源でこのあたりのところは把握できるだろうかというのが疑問に思いました。これはこの調査項目を立てるかどうかということは別の話になってしまうのかもしれないのですが、日本経済全体の生産力を見ようという観点からすると気になったので、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○藤田専門委員 私の方から参考になればと思い、申し上げます。

正直言いまして、紙おむつというのは1枚あたりは大変単価も安い割にかさばるものなので、よく申し上げるのですが、10トン車に一杯積んでも、金額的には出荷額で言うと200から300万円にしかならない、それほどかさばるので、原則的には現地生産が基本であり、例えば中国とか東南アジアへ日本から輸出するあるいは海外から輸入するという事はほぼない状況です。

ただ、震災などで特殊な状況があつて、この前も東日本大震災の時には、若干、韓国とか中国から特別に入れるということは全くないわけではございませんが、逆に言うと輸出していたり輸入していたのでは本格的商売にならないので、国内の事業所の受け入れでほとんど統計的には問題がないのではないかと判断しております。

○川崎委員 ということは、紙おむつの世界では、これで問題ないということによろしいですね。

○藤田専門委員 はい。他の産業は別としてです。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○西郷部会長 他にありますか。

それでは（1）の1番～3番の論点に関しては、紙おむつをターゲットにした新しい調査票を追加することは適切である。業界統計はあるけれども四半期であることや、あるいは金額の情報がより詳細にとれるということから、これを経済産業省生産動態統計の方で新たな品目として扱うということも適切である。調査票の中身も、今の業界団体で行っている調査を参考にしたものなので、記入等に関しては、無理がなく記入者が記入できる。

一番最後に国際関係というお話がありましたけれども、紙おむつの特殊性ということに鑑みれば、国内の生産をとりあえずとられることであるのが一番適切であろうという整理になろうかと思えます。

それでは、（1）はもう一つ論点がありまして、4番目の紙おむつ以外のもので、新たに追加するに値するものがなかったか。その検討はどうだったかということについて御説明いただきたいと思えます。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 それでは、資料4の4のところ御回答させていただきます。

先ほど、統一基準と申した資料1の一番最後のページも参考にさせていただければと思えます。

統一基準の1の(1)の③のiiiに掲げてありますとおり、年間出荷額が1000億円以上の商品であり、未調査の品目であって調査が可能なもの、また、生産の伸びが著しい商品で注目度が高く、今後伸びが期待される商品あるいは行政上必要な商品を新規として検討するという事としてしています。

この統一基準にあります「調査が可能なもの」という言い方ですが、この判断基準としては、統計調査ですからこの品目が具体的にどのようなものであるか特定できること、いわゆる品目定義と私どもは呼んでいます、これが非常に重要であると考えます。

更に、各調査項目について対象事業所の記入可能性が確認できること。月次調査を行う上で、調査対象数が可能な数であること、かつ代表性が十分高いこと等が必要であると考えております。これらの基準が満たされた上で、初めて統一的な品質が保証された精度の高い動向把握が可能ということです。

先ほど少し申し上げましたが、さらにあえて言わせていただければ、私どもの部屋の体力というのにも大いに関係するのかなと思っています。

なお、工業統計の公表にあわせまして、出荷額等を確認しているところですが、現時点で1000億円以上の出荷額がある品目は、機械器具関係の部分品・附属品が大半です。これは種々の品目の集合でして、調査品目の特定が非常に困難であるということに加えまして、動向把握の必要性は必ずしも高くないと考えております。

次の4ページに別紙1があり、ここに、平成25年の工業統計の結果があります。出荷額が1000億円以上の品目であって、他省庁所管品目は削除しています。さらに、品目分類は経済産業省生産動態統計調査とは必ずしも一致しておりませんが、経済産業省生産動態統計調査で既に調査対象としている品目、主に生産欄で調査しているというものについても除いています。

その他、非鉄金属関係での原材料欄における発生という項目が経済産業省生産動態統計調査にあります。つまり生産と同じ意味なのですが、そういうもので捉えている品目を除いた結果、この表にありますように「紙おむつ」以外では72品目となっております。

これを1つずつどういうものか、なぜ調査されていないのかということをお説明すると時間がかかりますので、幾つか大まかに括った形での御説明にとどめたいと思います。まず、多いものとしては「他に分類されない〇〇」というのがあります。例えば、一番上に「他に分類されない繊維製品(ニット製を含む)」とあります。また、「その他の〇〇」、例えば3つ目に「その他の紙製品」というものがあります。まず、そういうものがバスケット品目でして、先ほどの72のうち31品目ほどあります。

それから、「〇〇装置の部分品・取付具・附属品」というものがあります。こういうものが22品目ほどあります。

この両方で、品目数で言えば4分の3ぐらいになっております。

これ以外の品目について申し上げますと、例えば「生コンクリート」と上の方にありますけれども、以前、承認統計調査で実施されていたものがあります。

その他、品目の特性ですが、例えば配合肥料とか調合香料等がありますが、原材料を混ぜ合わせるとできるようなものがあります。

他の統計で大体動きが推計できるのではないかというものもあります。

様々なものの集合体でできているというものもあります。

そういうものもありまして、ここに記載されているものは現在未調査品目となっています。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

紙おむつ以外に追加すべきものについて御検討いただいたわけですが、統一基準に照らして1000億円以上のもので、今、紙おむつ以外に追加すべきものはないという御回答だったのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○川崎委員 実のところ、なかなかこれを見ただけで良いとか悪いというのは私は正直分からないので、恐らく良いのだろうということしか言えず、個別のどの品目がどうという議論はとて私はできません。ただし、1つだけ教えていただきたいことがあります。1000億円以上の品目の「品目」とは何だろうというのがはっきりしているようでしてないところがあるかと思うのです。

例えば、今のこの例で言っても、紙おむつを一つの品目で扱うか、それとも、かつてはそうだったようですが、大人用と子供用と分けるかということです。そうした場合、実は、1000億円に満たないということになるので、一体どういう基準で品目を作っているのだろうかというのが逆に気になってきたのですが、その点はどうなのでしょう。

○西郷部会長 よろしくお願ひします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室室長 統一基準の意味するところは、あくまでも工業統計調査の品目を見て、その中で1000億円以上の大きなものについて精査をして、調査ができるものとはっていこうという考え方です。従って、それを経済産業省生産動態統計調査に取り込んだ時に、品目はどういう括りにするかというのはまた別だろうと思っております。工業統計調査では品目定義がありますので、統一基準ではその括りを使わせていただいているというところかと思っております。

○川崎委員 そうすると、今の澤村審査官の話にもありましたが、例えば大人用紙おむつは1000億円に満たなかった。子供用紙おむつは1000億円の近辺を上ったり下ったりしていたという状態が続いている時に、最初からこれを1つの品目として合算してしまえば優に1000億円を超えたということがあるかもしれないわけですね。ということは、この工業統計の中で1000億円を切っていても、合算すれば実は1000億円を超えているのがずっと実績であるという品目もあるかもしれないということにもなるのでしょうか。これはかなり勝手な憶測で申しわけないのですが。

○西郷部会長 よろしいですか。

お願ひします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 関連して、最近取り込んだ新規の調査品目はどんなものがあるかということで少し御紹介させていただければと思います。

平成24年1月分から5品目ほど、改正で新規で取り込んでいます。例えばLEDランプ。最近、家庭用も増えてきました。そのLEDランプと、車載用のリチウム蓄電池。ハイブリッドカー等に使われるそういうものも含め平成24年には5品目ほどございます。

それから、26年には4品目、LED機具等を追加しました。正直言いまして、このうち1000億円以上の観点からというのは、24年の電子回路実装基板というものだけでして、あとは行政上、どうしてもこれは必要だ、これから伸びるぞというところでの新規品目という形で採用させていただいておりますので、この1000億円以上の表も含めて、昨今の国内での製造の実態を踏まえて、新しい品目を選定しているというのが実態です。

○川崎委員 ということは、かなり幅広くに御覧になって、ある程度グループ化できるものはしていくことも考えている。あと、行政上の必要性も考えながらあるいは市場の伸びを考えながら判断されているということですね。

分かりました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他にございますか。

○野呂委員 統一基準の件で、調査品目の皿番の「出荷額1000億円以上…」とあるところですが、その下の方に「また…」で始まるところがありまして、「近年、生産の伸びが著しい」「注目度が高く、今後の伸びが期待される」商品も対象にするということになっています。今回の論点というよりも将来的な話になりますが、例えば介護ロボットなどのサービス用ロボットの出荷額は今、600から700億円かと思うのですが、成長戦略、成長産業の目玉でして、こういうものをこれから調査対象としていくことはお考えなのでしょうか。

○西郷部会長 よろしく申し上げます。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 サービス用ロボットと広く言わせていただくとそういうことなのだと思いますが、私どもも、昨年日本ロボット工業会の方を招いて勉強会をさせていただきました。現状はどうか、将来の展望はどうかという形で勉強しています。そういう意味で、重要性というのは十分認識をしておりまして、まず品目はどんなものがあるかということから始めたところです。

一口にサービス用ロボットと言っても、おっしゃるとおり、家庭用、業務用、医療分野、福祉分野、非常に範囲が広いと思っております。例えば、家庭用の自動で動く掃除機についてもサービス用ロボットと言う人もいますし、そういう定義も入っている。一方で、経済産業省生産動態統計調査では、既に電気掃除機で捉えているということもあります。

したがって、引き続き調査化に向けて、これから伸びるということも想定されれば十分新規品目としての可能性、そういうところに取り組んでいきたいと考えています。

○西郷部会長 よろしいですか。何か他に。

○野呂委員 利用者の立場で恐縮ですが、政策的にも注目されているような項目を、もし可能であれば拾っていただくと、利用者としては非常に利便が広がるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

他にありますか。

生動はIIPに使われるので、伸びが早いものについてはなるべく早くということはあるわけなのですが、どのタイミングでどの品目を取り入れるべきだということのを判断するというのはなかなか難しい面もございます。いろいろ多次元の項目を考慮しながらこれは入れよう、これは入れないということのを1000億ということのを基準にしながら考えていらっしゃるということです。

それでは、今回のことに関しまして、つまり紙おむつ以外には新しい追加項目は、今のところ基準に照らすとないという御判断なのですけれども、その御判断のとおりで適切と考えてよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは審査メモに戻っていただきまして、今、(1)が4つの論点全て審議を終えていただきましたので、今度は2ページ目の(2)に移りたいと思います。

澤村審査官から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは説明させていただきます。

ここでは冒頭に御説明申し上げましたように、3つの調査品目を削除することとしておりますが、これらの品目を削除することによる支障、加工統計の利用を含めまして支障等はないかというような点。更には、その品目について他の品目と統合することによって調査を継続するという必要性はないのかという点です。

それ以外に、3つ目と致しまして、先ほどとは逆に、削除されるこの3品目以外に、他に削除対象となるような品目はないか。品目の対象等については十分点検しているというお話がありましたが、そういったところが本当に体制的に確立されているのか、チェックというのが適時適切に行われているのかという点を御検討いただければと思います。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者の秦室長から御説明をお願いします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室室長 改正案につきましては、当然私も省内の関係原課、関係する団体、内閣府にも事前に協議をしており、当該3品目を削除することについてはそれぞれ特段の問題はないと回答をいただいたところです。なお、3品目とも現行のIIPには採用されていないという実情もあります。

また、当該3品目につきましては、それぞれ原材料や性質、用途が異なることから、品

目を統合して、調査を継続しても、統計の利活用価値が乏しいという判断もありますし、本調査票については品目区分全体の生産金額、上の区分で全体をとるということもやっておりませんので、その他に統合するということができないということです。

以上のことから削除するという考えです。

3番目のところで、毎年、私どもは改正に向けましては前年の夏からこの調査の改正案の素案を作っている際に、工業統計調査の出荷額等を参考として、調査品目の統合や削除等々を検討しているところです。

今の時点で考えられるもの、落とすもの等はないのかということであれば、29年調査以降、来年度以降の検討の中で「磁気ヘッド」という品目の削除を検討したいと考えています。これは非常に金額が小さくなってきたということです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは「(2) 調査対象の範囲②」について、御審議いただければと思います。

何か御意見等がありますか。

御提案いただいている「有機薬品及び写真感光材料月報」の調査品目のうち、3つの品目に関しては、かなり額も小さくなってきているということもあるし、IIP等での採用もないということから削除という御提案になっておりますが、いかがですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室室長 補足させていただいてよろしいですか。

これはどんなものかなかなか分かりづらいと思いますので、用途だけでも御案内させていただければと思います。

無水酢酸でございますが、消炎鎮痛剤の医薬品に使われる。いろいろな用途がございますが、そういうものにも使われる。

それから、トリクロロエチレンは金属機械部品などの脱油脂洗浄剤だとか、殺虫剤。

メラミンというのは、御案内のとおり樹脂として器などに使われるということで、全く用途的にも異なる。原材料なども全く違うということです。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

もし、御意見がないようでしたら、御提案のとおり、3つの項目については削除するという形で適切と整理をさせていただきたいと思います。

それでは、審査メモに戻っていただきまして、今度は2ページの「(3) 集計事項」というところに移りたいと思います。

澤村審査官から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 今回、冒頭も御説明申し上げましたように、調査計画に添付しております集計用の様式を全て個別に添付するような形か

ら、集計事項の一覧表、これは先ほどの資料が小さくて見えにくかったかと思しますので、資料2の79ページ、80ページにもう少し大きな表があります。

ここにありますように、網羅的に見られるようにということで、表頭には生産からずつと各種の項目が書いていまして、表側の方に、鉄鋼であるとか非鉄金属であるというような大きな業種の括り、更には該当する調査票を記載するような形にしております。

◎は全ての調査票、○は2つ以上の調査票で項目が該当するというので、1つだけの部分で、例えば鉄鋼の部分で消費内訳という数量の部分では、△で1010と書いていたのですが、これは1010の調査票だけがここに該当しますという形式にしているところです。

これによって、例えばこんな生産量のこの部分が見たいということになっても該当するところが探しやすくなるということで、今回、こういった変更を考えられているわけなのですが、更に利便性を高めるという意味で、何か追加等の余地がないかという点を御検討いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、実施者から御回答をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 公表している集計事項を調査票ごとにまとめ、横断的に情報が網羅されておりまして、一覧性が高まっていると考えています。なお、現時点でこれに追加する必要のあるというものは無いと思っております。

これに類して、少し御案内させていただくと、私どものホームページで、先ほどの御説明の中で経済産業省生産動態統計調査の調査品目が1,600ほどあって、どこに何があるのだろうかというのなかなか探しづらいということがあろうかと思えます。そこで、品目の検索ができる索引表を1か月ぐらい前にホームページに載せました。

それは、例えば乗用車と検索すると、調査票番号のところに飛んでいって、乗用車というカテゴリで言えば、例えば小型乗用車、普通乗用車といったものが出ている。それを横に見ると、速報の何ページに出ているのだとリンクを張っています。そこをクリックすると、最新の月の速報の数値が見られる。その速報の横には月報というのがありまして、そこにもすぐに飛んでいけるようになっている。年報の場合にはページが膨大なものですから、最新の年報を御紹介する。そういう意味で、公表している統計を品目で探してリンク先を見ることにより、利用していただきやすくなったと思っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。何か御質問等がありますか。

従前に比べればかなり大幅な改善で、なおかつオンラインではさらにまた利便性の高いサービスを提供していただいているということなのですけれども、もし、何か御意見等がございましたら伺いたいと思います。

○川崎委員 申すまでもないことですが、大変良い動きですので是非やっていただきたいと思います。また、やってみて更に工夫できる点があれば、また随時改良していただいたらなお良いと思いますので、よろしくお願いします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他にございますか。

それでは、この集計事項に関しましても御提案のとおりで適当と部会で判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、審査メモの次の項目ということで、「(4) その他」を澤村審査官から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 今回、調査票の一部で、本来1部のみで良いものについて、2部としたままの「機械器具月報」の部分ですが、それを1部に変更するという事です。

これについては、本来講じるべき措置が講じられたということで報告者負担の軽減に資することから適当であると考えております。特に論点は立てておりません。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

実施者からは何かありますか。特にございませんか。

いかがでしょうか。従前2部であったものを1部に変更して、これで支障なく統計は作成できるということなので、もし、特に何かありましたら伺いますが、よろしいですか。

それでは御提案のとおりで、2部のものを1部に縮小するという事で適切と判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

今度は前回の答申における今後の課題への対応状況についてということで、澤村審査官に御説明をお願いいたします。

よろしくお願いします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 冒頭に御説明申し上げましたように、この経済産業省生産動態統計調査におきましては、前回、平成25年の本委員会の答申におきまして「裾切り基準の検討」と「一部調査事項の一般統計調査への移行」という2点の課題が書かれております。

審査の結果、私どもとしましてはおおむね適切ではないかと考えてはおりますが、論点として3つ掲げています。

まず、裾切り基準について、今後、この基準に該当するような変更が行われる予定があるのかという点。

さらには、統一基準に追記するというような対応内容になっておりますが、その追記内容が前回の答申で指摘のあった課題への対応として十分なのか。

また、イの一般統計調査への移行につきましては、今後、この課題に関わる変更が予定されているということはあるのかという3点について御検討いただければと考えておりま

す。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

秦室長、よろしくお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 1と2の論点を併せて検討課題「ア」ということですので、併せて御回答させていただきます。

報告者の事業部門でありますとか、当室などの調査実施部局における調査環境の変化、主にマンパワーの減少を指しておりますけれども、それに対応するため、平成26年の改正において、調査対象範囲の見直し、具体的には調査対象を従事者数で規定しておりますが、これを8つの調査票において切り上げたという経緯があります。この見直しは平成17年以来の9年ぶりに行ったものでありまして、定期的かつ頻繁に見直すというものではありません。現時点におきまして、こういう見直しは今のところ予定しておりません。

しかしながら、急激な状況の変化によっては将来的に見直しを行う必要性が生ずる可能性については否定できないというのも事実だと考えています。

一方、今回は紙おむつ月報の新設がありましたが、当省は従来から、このような変更申請のように新たな調査品目の追加がある場合には統計としてのカバレッジ、報告者の負担軽減というところに十分配慮した形で、調査対象の範囲を設定してきております。

これらを整理させていただきまして、先ほどの統一基準、資料1の一番最後についていますが、「2. 対象範囲」という記述があります。

現行、「調査対象が多く、調査効率が低下している調査については記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し、対象範囲の見直しを行うこととする。」という書きぶりとなっているこの対象範囲について修文をさせていただければと思っております。

この対象範囲を「調査対象の範囲を検討する際には、記入者負担の軽減や、業種の代表性等を考慮するものとする。また、調査対象が多く、調査効率が低下している調査については対象範囲の見直しを行うこととする。」

具体的には「なお」以下で前回の課題について対応したいと思っておりますが、「なお、業種の代表性を検討する際には、従事者数に加えて、生産量や金額等について総合的に勘案するものとする。」と統一基準自体を変更することによって、この検討課題について対応が可能であると考えていますので、このようにさせていただきたいと思っております。

それから、3番目の検討課題「イ」についてです。

26年改正における事例で、これは非常に特殊なものだと思っておりますが、鉄鋼関係の調査票がございました。その品目は非常に詳細だったものですから、一般統計調査へ移行したというのがあります。

こういう過去の見直しで、そういう例はこれまでになかなか例がないことであり、過去に遡ったのですが、少なくとも10年以上ないということです。逆にこれからあるのかとい

うと、こういう事例も当面想定はありません。もし、私どもの経済産業省生産動態統計調査から調査内容を抜いて別の一般統計の方に移すということが想定されるのであれば、総務省の審査部門と十分協議して進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

私が最初に質問してしまっただけいけないのかもしれないのですが、審査メモには、裾切り基準について3ページ目のところに書いてあって、そこでは、母集団の中に事業所がどれぐらい入っているのかということも考慮してというのが入っておりました。

今の御説明だと、多過ぎる時ということをおっしゃっていたように思うのですが、余りにも母集団のサイズが大きいので全部調べるのは非常に大変だという時に、金額等のカバレッジを考慮して裾切り基準を決めるという、多過ぎる時という方に重点があったように私は伺いましたけれども、前回の部会では、逆に母集団のサイズが小さい時には、小さいのに一部しか調べられませんというよりは、その時には全部調べてしまった方がかえっていいのではないかと。そういう裾切り基準を決める時に、母集団が多過ぎるという場合もそうだけれども、逆に母集団のサイズが小さいという時にもそのことを考慮してという議論が行われていたように私は記憶しているのですけれども、その点は今回の修文というか、修正のどこを読むとそういう議論が反映されていると読めるのでしょうか。

母集団の大きさという言葉が抜けてしまっていることを少し気にしているのですけれども、従業者数に加えて、生産量や金額等についてというのは書いてあるのですが、母集団のサイズがそこから落ちてしまっているということが気になっていて、あえて母集団のサイズという文言を入れなかった理由というのがあれば御説明いただきたいと思うのです。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 たしか、議論に母集団のサイズというのが出てきたと思います。

ただ、その時に、ある品目は十分カバレッジがある。あるいは逆に対象数が少なく、見直すことによって、代表性が損なわれるのではないかと懸念からのお話、御指摘だったかと思います。

従って、ここに付け加えさせていただいたなお以下のところで、業種の代表性の検討というところで、従業者数だけではなくて、当該業者、当該品目の代表性を、他の観点からも総合的に勘案するという形での対応をさせていただければと思っています。

○西郷部会長 委員、専門委員の方から、今の統一基準の表現の変更に関して御質問、御意見等がありましたら伺いたいと思います。

○川崎委員 実は、私も部会長と同じような疑問を持ちながらお聞きしていたところなのですが、私の受けた印象は、改正の半分は一步前進だけれども、まだ少し物足りなさを感じるというのが正直な感想でした。先ほどの部会長の観点からということなのですが、一

歩前進というのは何がいかというと、どの指標に注目して判断していくのかというのがはっきり書かれたというのが私は良いことだと思うのです。

ただ、母集団の中で実際の調査対象がどれだけの位置を占めているのかというのが明確でないという感じを、私はこの文章から受けました。今の御説明だと、業種の代表性という言葉が、検討する際の概念に入っているのだという御説明は一見は分かるのですが、実は、私はもう一つ日本語としてよく分からなかったのが「業種の代表性」という言葉なのです。業種の代表性というのは、日本の工業生産の中での特定業種がどれだけ代表しているかという意味なのですか。それとも、業種の中での調査対象の事業所が代表しているというどちらの意味なのでしょう。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 経済産業省生産動態統計調査の見直しに当たっての検討ということです。既存の調査対象の中で、少しそれをベースにして、規模を上げた時に、動きとしてほぼ遜色がないかなというところの代表性だと思っています。

○川崎委員 ということは、今、私は誤解したかもしれませんが、業種の中での調査対象事業所が全体の業種の動きをうまく代表しているかどうかという観点から判断しているという理解でしょうか。

要するに、工業生産全体の中での特定の業種の位置づけを言っているのか、それとも特定の業種の中での個別の事業所の位置づけなのか、もし「業種の代表性」と言ってしまうと、一般的には全体の工業生産の中での代表性と受けとめられがちだと思います。それで正しいのかなと思いました。

○西郷部会長 この書き方だと、特定の業種の中で代表的な事業所を選んでいきますよと読んでほしいわけですね。

○川崎委員 多分そうですね。

もう少し追加して言わせていただきますと、これも純粋な日本語だけの問題ですが、私の感覚では、業種の中における代表性と言っていた方が、より趣旨が分かりやすい。業種の中がきちんとどの事業所を捉えるのかという問題を今、議論しているわけですから、母集団の中でどの標本をとるかということなので、そういう意味で、業種の中の代表性と言えば、業種の中におけるサンプリングをどうするかという問題になるので、その方が私は趣旨がより分かるというのが一点申し上げたいことなのです。

それから、これも私なりの理想的な調査方法を言えば、こういうかなり調査対象の生産の規模が非常に大きいところが少数ある。小さいところは数が仮に多かったとしても、それほどトータルに寄与しないということが多いような場合にも、やはり裾切りが当然合理的ですが、その裾切りをどうするかというのは大きな問題になるのです。それを総合的に勘案しておっしゃっているので、それもありかなという気はするのですが、総合的に勘案というのをもう少しうまく言えたらなお良いなと。

要するに、その業種の中でのカバレッジができるだけ高くなるようにというのをもう少し

うまく表現していただいたらなおいいのだけれどもというのが私の希望なのです。

○西郷部会長 いかがですか。

2点ございまして、1つが「業種の」の「の」というのが2通りの意味にとれるので、それを「における」と変えると、ある特定業種の中の代表性となるので、その方がより正確ではないかという御意見が一つ。

もう一つは総合的にということをもう少し具体的な形で分かるように表現し直せないだろうかというこの2点なのですが、今、ぱっと思いつかないということであれば。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 最初に御指摘がありました業種の中の代表性。そこは文言的にも私どもの足りなかったところかもしれません。問題ないと思います。

対象範囲と言った時に、実は非常に難しい問題は、省令、規則でこれ以上のところを対象としますと書かざるを得ない。

そうした時に、例えば、さらに議論を大きくしてしまうような気もしないではないのですが、金額といった時に、ある事業所は毎月生産しているのではなくて、大きなものを作って、ある月は生産してある月は生産しないという非常に不安定な要素も正直あるなと思います。そこは品目の特性でもあろうかと思えます。

それから、事業者の大きさに非常に比例して出ている生産規模が決まっているところもあろうかと思えます。そういう意味で、なかなかこういうやり方がいいと、それこそ、業種、品目なりで見ながら、なおかつこれはある程度カバレッジを上げるというよりも、むしろ統計のカバレッジで言えば少し下げる。ただし、動きとしてはきちんと捕捉できるような、なおかつ負担を減らした上で効率的な調査ができるような形ということとございまして、なかなかその文言について具体的な形で表現するというのは正直難しいと思っております。

以上です。

○川崎委員 余り細かな日本語にこだわるつもりもありませんし、私はできないことをやってみようと言うつもりもない極めて現実主義的な立場なので、一応、納得はするのですが、そうすると、今のようなこの言葉の意味合いをそういうふう理解するのだということが私もあるいは関係者も含めてある程度理解した方がいいのかなと思います。

今話を私なりに総合させていただくと、結局、総量を正確に把握するということが以上に、動向が正確に反映されているような代表性を注目しているのだというお話のポイントだと思えました。そういうことでよろしいですね。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 はい。さようでございます。

あくまでも毎月の動向を把握するというのがこの調査の目的ですので、その目的に沿った形での見直しということかと思っております。

○川崎委員 分かりました。

○西郷部会長 他にありますか。

どうぞ。

○野呂委員 今回、この統一基準の中身を変えられるということですが、その適用というのはいつからの御予定ですか。また、今回の統一基準改定で、裾切り対象となっている事業所が実際に変更になるような品目は1600品目中、ざっくりでいいですけれども、どのぐらいあるのですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 これで合意いただければ、次の平成28年改正は現時点のもので行かざるを得ないと思いますが、平成29年改正から適用されることになると思います。

この基準で新たに対象規模を見直すということは、先ほど申したとおり、今のところ考えておりません。基本的にはこういう考え方で行くけれども、見直すに当たってはいろんな数値を見ながら規模を決めていきたいと思いますということで、今のものを全部これで洗い直す、見直すということではありません。

以上です。

○西郷部会長 他にありますか。

もう一つ、一般統計に移行するものがあるのかないのかということに関しても同時に審議しておりまして、前回は一般統計調査に移行するものがあつたわけですけれども、今回はないということなのですが、これに関してはいかがでしょうか。

よろしいですか。

そういたしますと、大きな番号の2に関しましては2つ論点がありまして、1つは「裾切り基準の検討」ということで、これに関しては資料4の7ページ目の上の方にあるような表現に変える。ただし「業種の代表性」の「の」というのを「の中の」と変えていただいて、ある特定の業種の中の代表性であるということを確認にさせていただくということと、総合的というのはなかなか解釈が難しいのですけれども、動態統計としての経済産業省生産動態統計調査の役割。すなわち水準も大事だけれども、そのこと以上に動向を捉えるということが重要であるという観点から、そういうものを念頭に置きつつ、品目ごとの特性に着目しながら総合的に判断しているのだということです。

いつから適用するのかという御質問がございましたが、これは今後の品目の見直し等に関して適用していくと。統一基準を決めた時にそのように解釈されておりましたので、そのような御回答です。

同じ3番の一般統計調査に移すものが今回あるのかどうかということですが、今回はそれが無いということで、これについては特に御意見等が出ませんでした。判断のとおりとさせていただきます。

統一基準の見直しはかなり難しい部分がありますので、もし、御意見があるようだったら後でまた伺いたいと思います。

それでは、審査メモの次の項目「オンライン調査の推進について」ということで、こち

らも澤村審査官から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは審査メモの最後の点です。

「3 その他」としまして「オンライン調査の推進について」。オンライン調査の推進に関しましては「第Ⅱ期基本計画」の中でもその推進が求められているところです。

本調査のオンライン調査の利用率は50%前後ということで、漸増傾向にもあります。その点から言えばおおむね適当ではないかとも考えておりますが、この調査は毎月反復継続的に実施される月次調査ですので、オンライン調査の利用率が低調なもの、高いもの、低いものがありましたら、その辺をどう改善していくかという余地があるのではないかと考え、論点の1点目としまして、利用率等の状況が調査票の種類や系統ごとにどのように異なっているのかを掲げております。

また、オンライン調査の推進を図るため、どのような対策や取組を行うことにしているのかというような論点について御検討いただければと考えております。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、秦室長から御説明をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 資料4の9ページに最近の提出率についての年平均値があります。

冒頭に調査の概要で御説明いただきましたけれども、経済産業省生産動態統計調査は本省直送、局経由、県経由の3つのルートに分けて実施しております。そういうことで、それぞれにオンライン提出率等を別紙2でまとめさせていただいたということです。

それでは回答させていただきます。

数字では別紙2のとおりになっていますが、今、全部で108種類の調査票があります。そういう中で、経済産業局経由の調査票類につきましては比較的オンライン率が高い傾向にあります。一方、都道府県経由でお願いしています調査票について、中身としては中小零細が多い製革、革の月報だとか、織物生産でありますとか、陶磁器、そういう小規模事業所を調査対象としている調査票類はオンライン率が低くて、個々の調査票ごとには掲載していませんが、先ほど申したような3つの調査票ではオンライン率が10%以下という実態です。

今後、どういう運動を進めていくのかということですが、私どもは毎年秋に調査票提出促進運動、これは非協力事業所に提出をお願いをするというのがメインですが、その他、オンライン率の向上というものもテーマとして挙げています。その成果があつて、オンライン率は年々増加傾向と思っておりますけれども、今後も、先ほど申した相対的に低い調査票、特にそういうところに配慮しながらオンライン調査の利用促進について取組を実施したいということで、全体の向上の寄与につなげていきたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の「オンライン調査の推進について」ということで、委員、専門委員の方から御意見があったら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○川崎委員 感想ですが、オンライン率が低いところは小規模事業所が多いということなので、ある意味やむを得ないところもあるのかなという気がします。私自身は、オンライン調査はあくまでも利便性が高まる場合に使えばいいので、利便性が下がるのに無理して使えというのは本当はよくないと思います。そういう意味で、ある程度の努力をしても限界があるのはやむを得ないと受けとめるべきだろうかという気がするのです。

一方で、せっかく調査票提出促進運動など、いろいろ努力をされているならば、例えば、もし可能ならばオンライン回答がどの辺が不便ですかというアンケートとか、これはフォーマルなアンケートではなくてもいいのですが、調査システムのどなたかから、何かインフォーマルに聞き取りをされるのでもいいのですが、何かそういうことをされていますでしょうか。

そういうことをやると、実はオンライン回答のところは少しく変わったらもう少し回答しやすくなるみたいなヒントが得られることもあるのかもしれないので、例えばそんなことも今後の運動の中で検討していただいたらと思ったのですが、どうでしょうか。

○西郷部会長 お願いします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 毎年、この運動の中でなぜオンラインにできないのですか、切替ができないのですかという要因も伺っております。そういう意味では、委員が言われたようなヒントにつながっていくのかなと思いますが、幾つか御紹介だけさせていただければと思います。

1つは、紙提出の方が資料の保存や管理などを行うのに都合が良いというもの。あとは、パソコンのOSなどシステム環境が変わると利用できない。そういった一方で、これは中小というよりも大きなところでもあるのかなと思っておりますが、社内の規定上、オンラインの提出ができない、本社が認めないというのものもあるようです。事業所のセキュリティーレベルが高すぎて、送信するとエラーが出てしまい使用できないということも私どもは把握しています。こういうものをいろいろ見ながら、少しでも上がる工夫をしていきたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他にありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、事務局の方から1点補足させていただきますと、参考1ということで「オンライン調査の推進に関する行動指針」というのをお配りしております。

これについては特に御説明は省略させていただいていたのですが、本年4月に昨年1年間の各省による検討結果を踏まえて申し合わせを行ったもので、一番最後のページに横に

概念図がついておりますが、これの右の方に「各府省の自己点検」というのがありまして、オンライン調査の場合には既に導入済なので、改善するという取組の検討をしていただく。また、その情報をフォローアップしていったり、政府全体でより良い推進を図っていただくという取組をすることにしております。

この中でもなぜできないのかというところもあれば、こういうやり方をすればこんなに増えるのだなというベストプラクティスみたいなものを把握して、それを広げていただくという取組もしております。

本調査の場合、調査票によって報告率が異なるというのもありますので、そういった情報を有効に活用していただいて、改善を図るという取組を進めていただけるものと考えているところです。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○川崎委員 感想ですけれども、企業のシステムのセキュリティーの問題というのはクリアしようがないですね。そういうところをオンライン回答してくださいと何度お願いしてもどうにもならない。だから、あるところ以上にオンライン率が上がるというのは期待できないということは基本認識として持たざるを得ないのではないですか。

低くて良いとは言いませんけれども、高いのがベターなのですが、秦室長の今のようなお話を聞くと、限界はあるというのを基本認識として持たざるを得ないという感じがしました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かありますか。

なければ、オンライン調査の推進に関しましては、実施部局のところでも十分な努力をしていただいている。ただし、先ほど川崎委員からもコメントがありましたけれども、100%というのは実現できるものではないので、できる範囲で今後も取り組んでいただければと思います。

以上で審査メモは全て審査し終わったという形になりますけれども、1つ、今回の審議内容とは直接は関係ないのですが、調査実施者の方に1点御報告いただきたいという点があります。

経緯を簡単に申しますと、平成25年に統計委員会での審議を経て、総務省が変更を承認した後に、調査が行われていたにもかかわらず、結果が公表されていないという指摘が業界団体からあって、経済産業省で確認をしたところ、申請書類上の集計事項に誤りがあることが判明したということがあります。

この誤り自体はその後、改めて申請がなされて、軽微案件として処理されたのですが、こういうことが二度と起こらないような防止に努めるということを委員長及び部会

長である私からお願いをしたということもありますので、本日はその取組について御報告いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 26年改正の時に、私どものミスによりまして、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。

この事案をきっかけとした再発防止策ということの説明をさせていただきます。

委員のお手元のみ配布させていただきましたチェックシートというものです。改正業務を進める時のチェックシートを作って利用する。具体的には、改正作業の各業務段階において、担当者がそれぞれ詳細な変更内容について4重、5重に確認したということをチェックシートにチェックする。そういう記録を残すことによりましてこのようなミスを起こさせないということとしたものでして、既にこのシート自体は翌年の27年改正から利用しております。引き続き再発防止策に十分努め、細心の注意を払いながら改正作業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

報告ということなのですが、もし何か御意見等がございましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きこのチェックシートをかなり入念なものを作られたということですので、これを活用して再発防止に努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、審査メモに挙がっている論点というのは全て済んだのですが、今から答申等について話し合っていると多分時間が余りにも長く超過してしまうということがありますので、ここで、前回の統計委員会で、西村委員長から経済産業省生産動態統計調査の重要性に鑑みて、是非前広に検討していただきたいという御意見がございましたので、本調査の更なる改善に資するようなサジェスションというか、御意見というか、何かありましたら今回の紙おむつの追加に限らず御意見をいただければと思いますけれども、何かありますか。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 実は、私自身は何か具体的なサジェスションがあるということではないのですが、むしろお尋ねしてみたいのは、経済産業省生産動態統計は非常に重要な統計ですのでユーザーはたくさんおられることだと思います。また、QEに限らず、これからGDPの代替数計にも使われるということでもあろうかと思えます。

そういう意味では、特に内閣府の研究所からの御意見とか、あるいはさらにはそれに関連したユーザーからも御意見などがあつたりするのではないかと思うのですが、特にそういうようなことで経済産業省生産動態統計に対してこういうことを改善ほしいという声は

経済産業省の担当のところには何かあるのでしょうか。もしあったらそこら辺を紹介していただけたらありがたいなと思うのです。

○西郷部会長 よろしいですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 内閣府からの御要望は私どものところへ直接は届いておりませんし、先ほど、この改正について、省内と同時に内閣府にも御意見を伺っております。その時にも新規品目等もありますかという御要望も伺っていますが、そういうことはないということでございます。

あと、省内関係団体にも同時に投げて新規品目等を伺っておりますが、調査がどうしても難しいものもありますが、そういう意味で、適切なものから拾ってきたいと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

他にありますか。

では、私からも2点ほど伺いたいことがあります。

1点目は、この間ガイドラインが決まりました消費税のことにに関して、経済産業省生産動態統計は、基本的には数量を調べる統計と生産量を調べる統計ということになっているわけですが、生産量を直接捉えるのが難しいものに関しては金額でも調査をなさっていると。そうすると、今回のガイドライン作成というものが経済産業省生産動態統計の金額の把握ということにどういう影響を及ぼすのかということについて、もし、何か省内で整理しているところがあれば伺いたいというのが1点です。

もう一点は、経済産業省生産動態統計に限らない公的統計全体の問題になるかと思いますが、前に実施部局から伺ったお話では、今、寡占化がどんどん進んでいて、事業者の数がどんどん減っているということがある。そうすると秘匿の問題が、品目などによっては、調べていても秘匿しなければいけないのでバツを付けるというか、調査はしたけれども、公表ができない。今回、調査項目の削減というのが3つぐらいございましたけれども、秘匿せざるを得ないので、秘匿するのだったら調べない方がいいのではないかという議論もあり得るような気もするのです。

これから先、だんだん人口が減って行って、恐らく寡占化がどんどん進んでいくということがあった時に、経済産業省生産動態統計との秘匿との関連での表章というものについて、これは経済産業省生産動態統計に限らない問題ですので、今後、考えていかなければいけないことではあるのですけれども、その点についても省内で何かお話があるようでしたら伺いたいということです。

1点目はかなり直接的な消費税のことですので、多分、御検討はいただいていると思うのですけれども、2点目はかなり私の個人的な関心ということで伺っていますので、御回答は特にいただかなくても結構です。

2点よろしく願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 消費税の扱いです。

部会長に御説明いただいたように、経済産業省生産動態統計調査は基本は物量を基本単位としていますけれども、共通単位として、金額調査も行っております。この金額は税込みで書いてくださいというのが定義です。

具体的に、個別に本当に入っているのかということまではまだ確認はできておりませんが、中には税込みでの記入は難しいというところもあるということも想像できると思います。

毎月の調査ですので、記入者負担でありますとか、ガイドラインにあったように、税抜きであれば税込みに推計するというのも書かれておったかと思います。推計手法の確立というのは非常に難しいことであって、課題は大変多いと思われましても、今般示されましたガイドラインに沿った形で私どもも対応してまいりたいと思っています。

それから、秘匿の話です。今回削除を予定している3品目とも秘匿で、いわゆる報告できない、公表できないという数で、金額的にはおおよそ100億円程度。公表しておりませんので具体的な数字は申し上げられません。全体から言ったら削除をしても大きな影響がないということかと思っております。

逆に、想定はなかなかしづらいのですが、例えば自動車というもののメーカーが2社しかなくなってしまったとした時に、これは秘匿だから削除するのか。そういう議論もあるのかもしれない。

ただ、そこはもう少し様子を見ながら、せっかく報告をしていただいているのにそれをきちんと利用できない、公表できないということに関しての考え方というのは今までどおりのことで進めざるを得ないと思いますし、公表はできないのだけれども、利用できる。例えば、指数の採用品目をそのまま続けていくというものについては、それなりの報告者負担をお願いしつつ進めてもいいのかなと思います。それを基準としてなかなか整理はできていないのですけれども、大ざっぱな考え方として、今の時点ではそういうことかなと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他にありますか。

よろしく申し上げます。

○藤田専門委員 消費税の件ですが、一般的に、我々はトイタリー的な大量に流通させるものは問屋に対してはネット価格で提示して、消費税を載せて提示するのは小売り側ということになっていまして、大体は出荷レベルあるいは問屋レベルではメーカーはほとんど消費税の関係のないネットで商売が進んでいるのです。

この統計を逆に込みでということになると、単純にその額に8%掛けたものを提示せざるを得なくなるので、うちの業界にとっては消費税込みでこれを報告するというのは工場レベルでは難しいのではないのかなと。

ただ、そういうことで統一的に税込価格ということでしたら、単純に8%乗せた額で記入するということになるかと思えます。

○西郷部会長 私が回答すべきなのか、澤村審査官に回答していただいた方がいいのか。

この間出たガイドラインの大ざっぱな内容というのは、会計の仕組みによって、どうしても回答者の側に税込みにした額を全ての回答者に記入していただくというのはかなり難しいであろう。大きなところであればバックについている人たちがいて、その人たちが書けるかもしれないですけれども、中小の事業所に関してはかなりそれは統計調査のためにだけそういう調整をするということは難しいであろう。

ですから、今のところ、基本的には税込みで書いてくださいと。それができないといった場合には、調査票をいただいた後で集計する側が、こういう場合にはこういうふうにする。こういう場合にはこういうふうにする。そういう意味でのガイドラインというのを定めて、今後、消費税の変更に關しては公的統計の側ではガイドラインを基準にして、集計の段階で調整するとしていきたいと思いますという形になっているのです。

私の先ほどの説明は、そのように集計の段階でという話ではあったのだけれども、経済産業省生産動態統計の場合には数量を基本としつつ金額も調べているので、数量との比較で金額に含まれている税というのをどう考えたらいいのでしょうかと。それをどういうふうに整理するのでしょうかというのが質問であります。

もし、澤村審査官から補足説明があれば。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 補足させていただくと、今、藤田専門委員からのお話もありましたように、紙おむつに限って言えば、輸出仕向けも余りないということで単純な計算も成り立つかと思いますが、そうではない金額も経済産業省生産動態統計調査の場合は多々ありますので、そのあたりは、まずは今後の構造統計の動向を見て、それを参考にさせていただければと思いますが、一方で、今、藤田専門委員からのお話もありましたように、なかなか生産の現場で消費税込みの金額を書きづらくなってきているというのも事実だと思います。

一方で、例えば、税率が今後上がったのに、なぜここは額が上がらないのだろうみたいなどころも出てまいります。量をとっているだけに余計にその辺は微妙になってくる。そのあたりが込みなのか、抜きなのか、統一されているのか、そうではない部分もあるのかという情報提供も今後、必要になってくるのかなと。必要な利用者の方が混乱しないような情報提供も必要になってくるのかなと考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに、生産動態統計一般に関して御意見等がありますか。

それでは、今後のスケジュール等に入る前に、今日話し合ったことを簡単に復習させていただきます。

今日は審査メモに沿って審議を進めてまいりましたが、審査メモの中で、どのように審議が決着したかということに関しては、私はその都度まとめたつもりでおりますので、ここで繰り返すということはいたしません。

全般的に提案されたとおりで、部会としては適切と判断させていただきましたが、一部、統一基準の運用に当たってはどのようなふうにそれを運用しているのかということについて、かなり詳細な説明を求めるような質問というのがありましたけれども、統一基準の使い方自体はかなり難しいというものがありますので、それは次回、少し時間的な余裕がありますので、もし、御意見等があったらその場で伺いたいと思います。

今日は答申（案）についてお諮りするという時間がもうありませんので、これは次回の議題とさせていただきます。今日のところは答申（案）を作るに当たっての審査メモの内容に関して、全て適切であるという判断を下したということ結論とさせていただきますと思います。

それでは、今後のスケジュール等について、事務局から御説明をお願いいたします。
○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、6月15日月曜日16時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第二庁舎6階特別会議室、こちらの会議室において開催することを予定しております。

本日の部会審議におきまして、主な論点についての審議は一通りなされましたので、次回の部会審議では答申（案）について御審議いただくべく準備を進めたいと考えております。答申（案）につきましても、本日の部会審議の結果等を踏まえまして、部会長の御指示を仰ぎながら当室の方で作成いたします。作成した答申（案）は委員の皆様にもメールでお送りしたいと考えております。

先ほど、部会長からお願いのありましたお気づきの点や次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もございますので、6月5日金曜日までにメール等、適宜の方法により、事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、重ねてのお願いで大変恐縮ではありますが、チェックシート、席上配布資料につきましては会議終了後に回収をいたしますので、お席にそのまま置いておいていただくようよろしくお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましても、次回の部会におきましても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りいたします。

最後に、部会の結果概要につきましては事務局で作成次第、メールにて御紹介いたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の部会はこれにて終了いたします。

どうもありがとうございました。